境界問題相談センターみえ研修会

平成２６年１２月１３日

調停のすすめかた

～民事調停編～

津簡易裁判所　民事調停委員　吉田望実

はじめに

調停の基礎知識

- 民事調停とは
- 民事調停の流れ
- 調停委員会
- 調停委員の数
- 民事調停事件新受総数
- 調停事件の種類及び終局区分

民事調停とは



民事調停は、調停委員会によって手続が進められます。
手続が非公開なので、秘密が守られます。



民事訴訟とは異なり、調停主任（裁判官）と調停委員が、調停室のテーブルを囲んで当事者の言い分を聞き、話し合いで問題やトラブルの解決を図ります。



成立した合意の内容を記載した調停調書は確定判決と同様の効力を持ち、これに基づき強制執行を申し立てることもできます。

3

民事調停の流れ

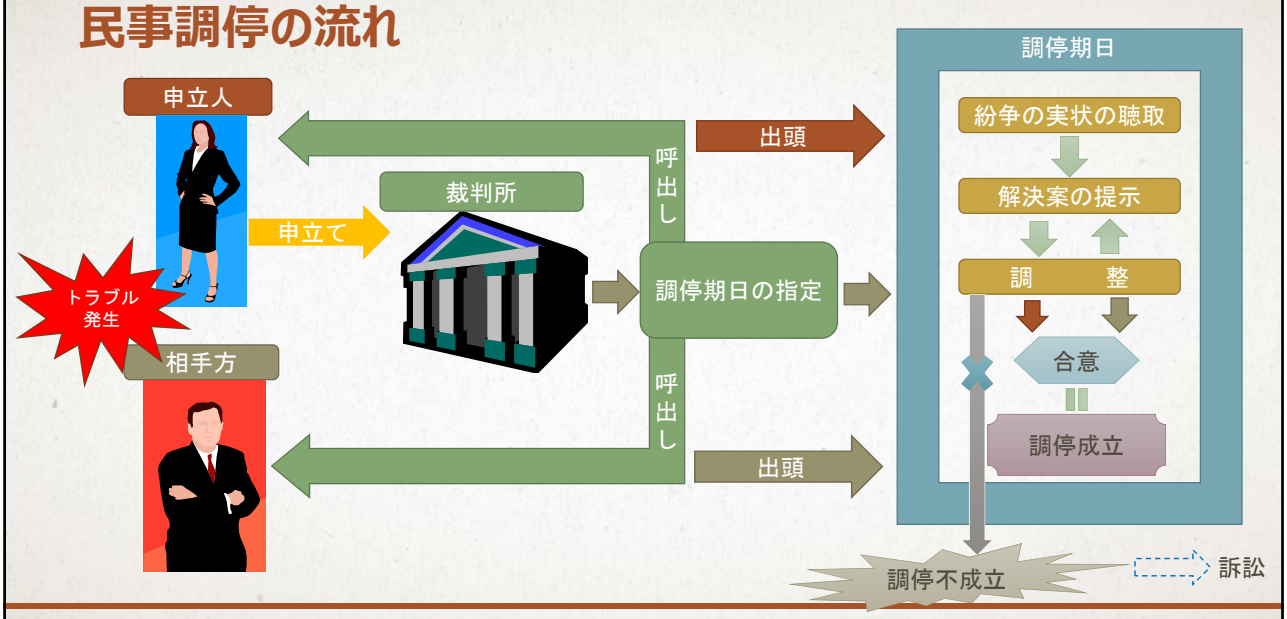

4

調停委員会

調停委員会

調停委員（２名以上）

・民事調停委員
・家事調停委員

・一般市民から選任。
・原則として40歳以上70歳未満の人
・弁護士、医師、大学教授、公認会計士、不動産鑑定士、建築士などの専門家のほか、地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、社会の各分野から選任。

調停主任（裁判官）

5

調停委員の数（平成２４．４．１現在）

調停委員数

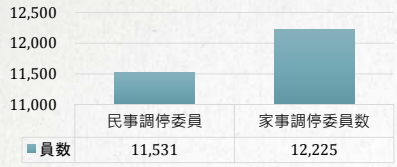

	民事調停委員	家事調停委員数
員数	11,531	12,225

年齢別委員数

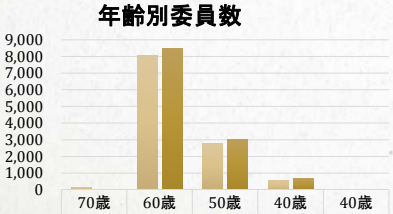

	70歳以上	60歳代	50歳代	40歳代	40歳未満
民事調停委員数	165	8,032	2,770	546	18
家事調停委員数	33	8,485	3,009	674	24

職業別員数

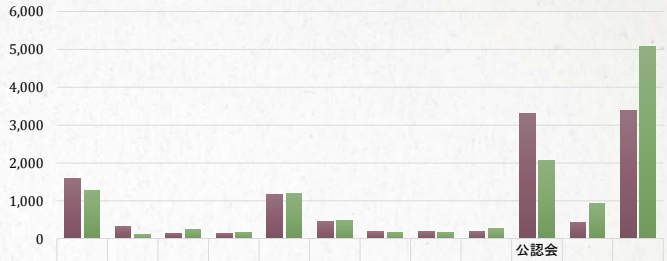

	弁護士	医師	大学教授など	公務員	会社・団体の役員・理事	会社員・団体の職員	農林水産業	商業・製造業	宗教家	公認会計士・税理士・不動産鑑定士・土地家屋調査士等	その他	無職
民事調停委員	1,598	324	149	152	1,178	455	183	184	183	3,306	434	3,385
家事調停委員	1,284	110	257	176	1,183	491	172	177	277	2,066	945	5,087

出典：公益財団法人 日本調停協会連合会ＨＰより

6

民事調停事件新受総数（全簡裁）

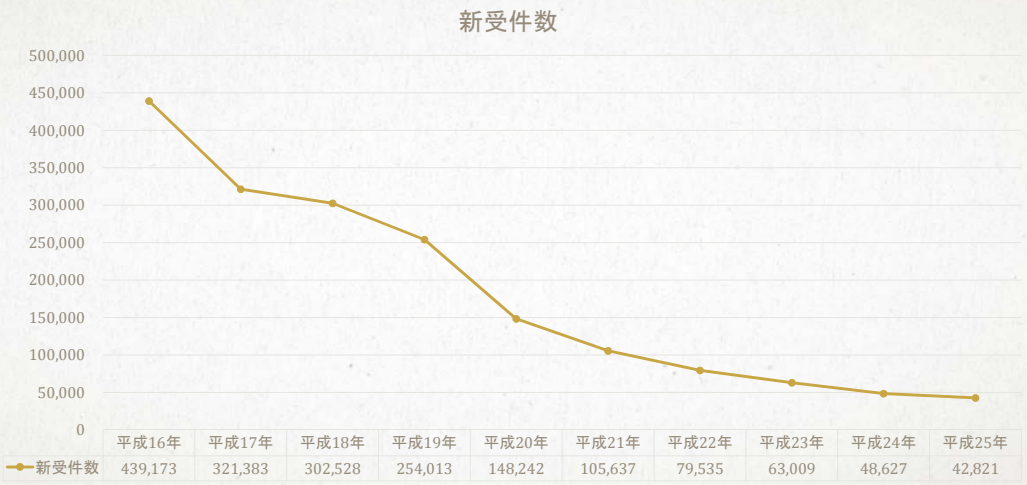

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
新受件数	439,173	321,383	302,528	254,013	148,242	105,637	79,535	63,009	48,627	42,821

出典：司法統計より

7

調停事件の種類及び終局区分（平成25年）

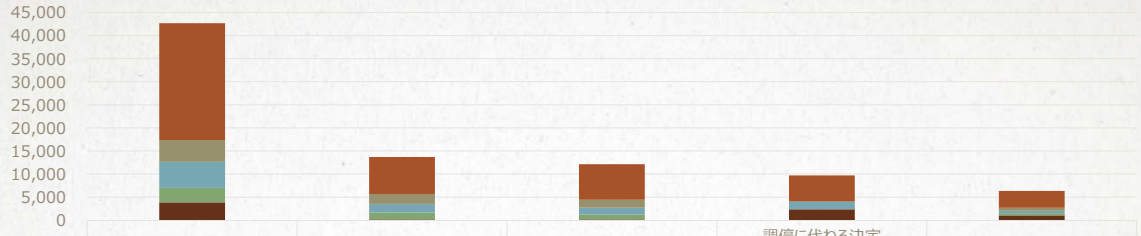

	新受総数	成立	不成立	調停に代わる決定（17条決定）	取り下げ
一般	25,304	7,993	7,698	5,574	3,641
宅地建物	4,715	2,165	1,691	166	652
農事	21	6	4	2	5
商事	5,644	1,849	1,515	1,517	534
交通	3,061	1,452	1,007	84	473
公害等	84	29	46	2	6
特定	3,843	178	173	2,345	1,037

出典：司法統計より

8

調停のすすめかた

調停運営の流れ

調停運営の流れ

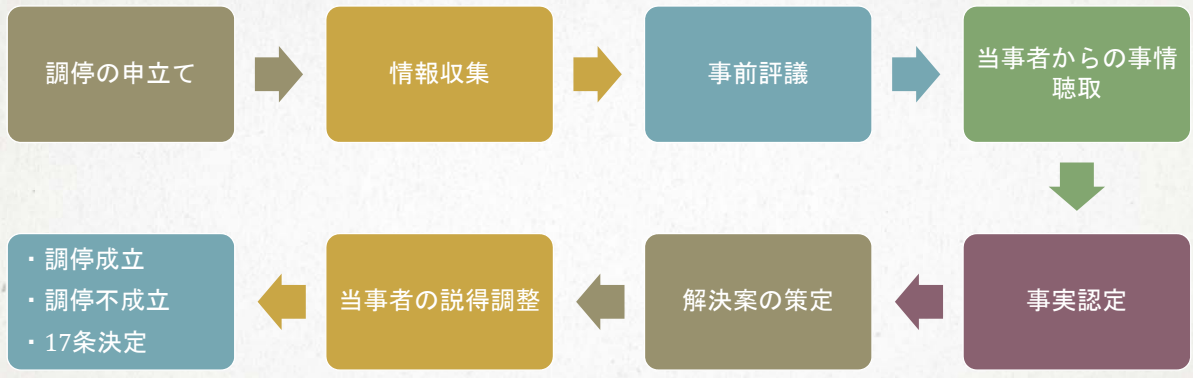

10

1.調停の申立て

- 民事調停は主に簡易裁判所で行います。
- 原則として、民事調停を申し立てる場所は、相手方の住所を管轄している簡易裁判所です。
- 費用は、「印紙代」（申立手数料）と「郵便代金」（訴状の送達や呼び出し状の送達に必要）の2つです。

貸金調停の場合



調 停 申 立 書

簡易裁判所 御中

上記のとおり調停を求めます。

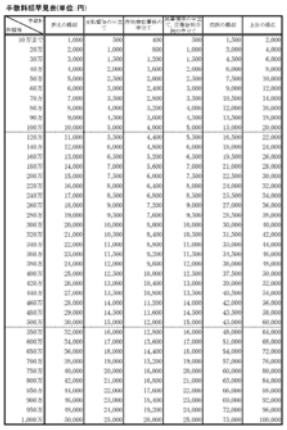

2.情報収集

受付担当者等による情報収集及び言い分を裏付ける証拠書類の提出依頼

証拠書類の例示

貸金	賃料、建物明渡（賃貸借契約終了による）	境界争い	交通事故損害賠償
• 金銭消費貸借契約書 • 借用書 • 領収書 • 金銭の授受等を記載したメモなど	• 賃貸借契約書 • 重要事項説明書 • 賃料増（減）額通知書 • 家賃の入金状況がわかる書類（口座振込みの通帳など） • 家賃支払督促，契約解除などの内容証明郵便及び配達証明書	• 占有、利用状況 • 公簿面積との対比、両地の面積比率 • 公図その他の図面（古図、土地台帳付図） • 分筆があったときの分筆図 • 境界木、境界石 • 地形（道路、自然道、尾根、崖、谷等の地形） • 林相（植林の状況、樹齢、種類、植林の時期） • 当事者双方・古老の話 • 鑑定人の鑑定結果	• 交通事故証明書 • 示談書等 • 事故発生状況説明図 • 車両等損傷部分の写真 • 車両等の修理の見積書、領収書 • 診断書、診療明細書、通院交通費内訳書 • 休業損害証明書 • 代車使用料の見積書、領収書 • 被害車両の車検証

3.事前評議



調停主任と調停委員が第1回期日開始前に評議

当事者の言い分と争点の確認	• 当事者の主張を確認し、予想される争点の把握 • 事前情報を収集し、調停委員会として認識の共有
期日で聴取すべき事項の確認	• 重点的に聴取すべき事項を調停主任と調停委員の間で確認 • 調停委員会として認識を共有し、適切な事情聴取を遂行
提出を促す証拠の確認	• 当事者それぞれの言い分を裏付ける証拠の存否を確認 • 当事者に提出を促すべき証拠がないかについての確認

13

4.当事者からの事情聴取

期日で当事者から聴くべきこと

- 事実の中には、争点との関係で法的に意味のある事実と、そうではない紛争事実がある
- 紛争事実を頭の中で区別しながら事情聴取をすることが大切
- 紛争の背景事情や関連事実は、調停委員会が解決案を策定し、当事者を説得調整するに当たって重要となる
- これらの事情を含めて幅広に聴取することが重要

誰が主に事情聴収を担当するか

- 調停主任である裁判官からの聴取は緊張する場合がある
- 調停委員から柔らかい雰囲気で幅広に事情聴取された方が、自分の主張を十分に聞いてもらえるという安心感や調停員会への信頼感が持つ場合が多い
- その後の当事者への説得調整も調停委員が主に担当することが多いため調停委員が事情聴取することで円滑な説得調整活動にも役立つと考えられる

主に調停委員が、ポイントを押さえつつ、背景事情も含めて、紛争の実状を適切に聴取

14

5.事実認定

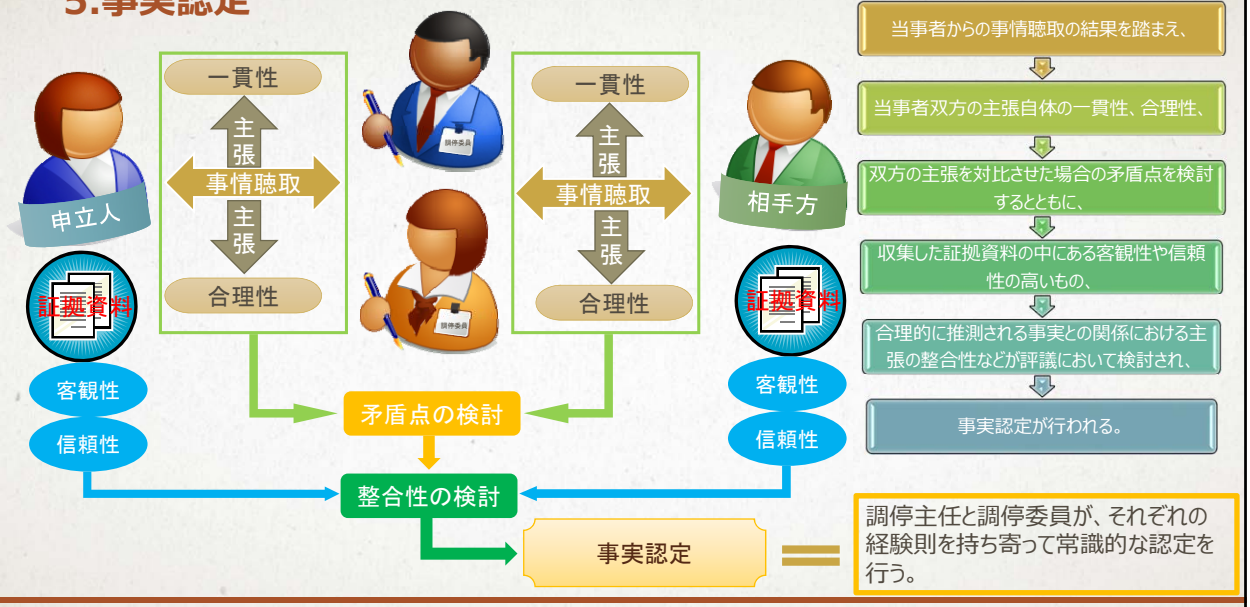

15

6.解決案の策定

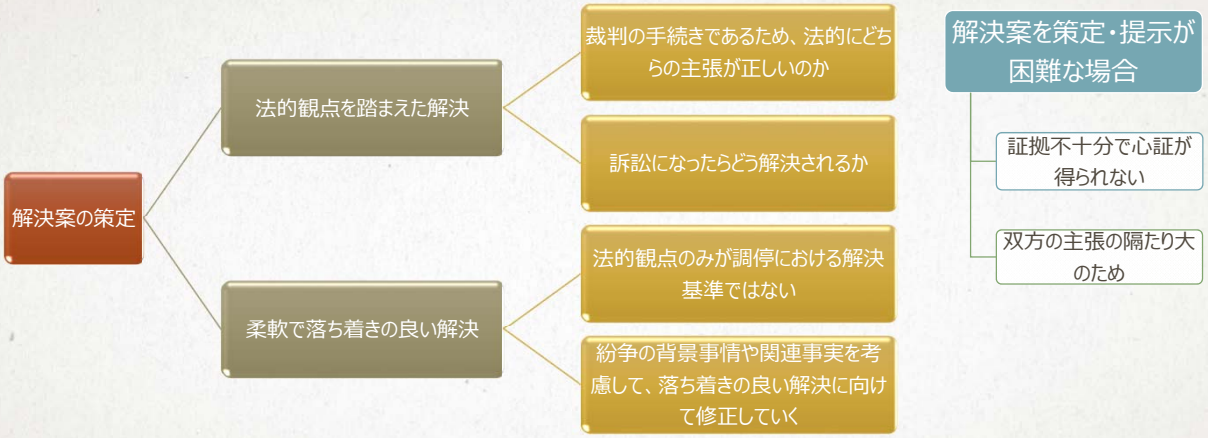

調停主任が法的知識経験を、調停委員が豊富な社会経験と健全な良識を持ち寄って合理的で落ち着きの良い解決案を策定

16

7.当事者の説得調整

説得調整

主に調停委員が、解決案を腹案として持ちながら

適宜心証を開示し

時には、当事者から提示された解決案を検討・調整して

当事者双方の解決案を徐々にすり合わせていき

双方の希望する解決案が折り合わない段階で、腹案として持っていた解決案を提示し、当事者を説得調整する

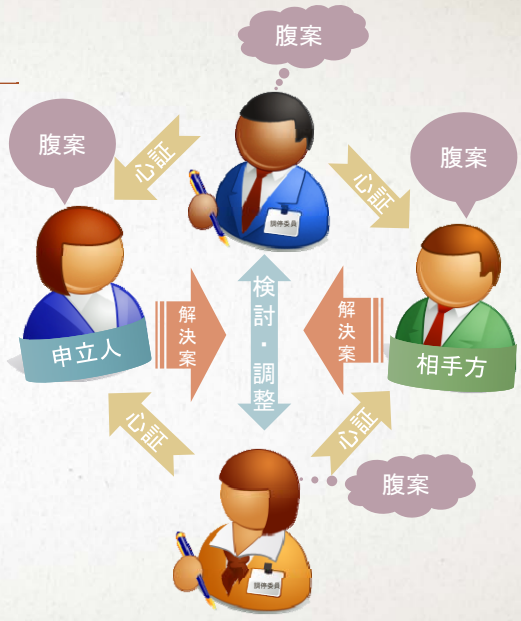

17

8.合意の有無

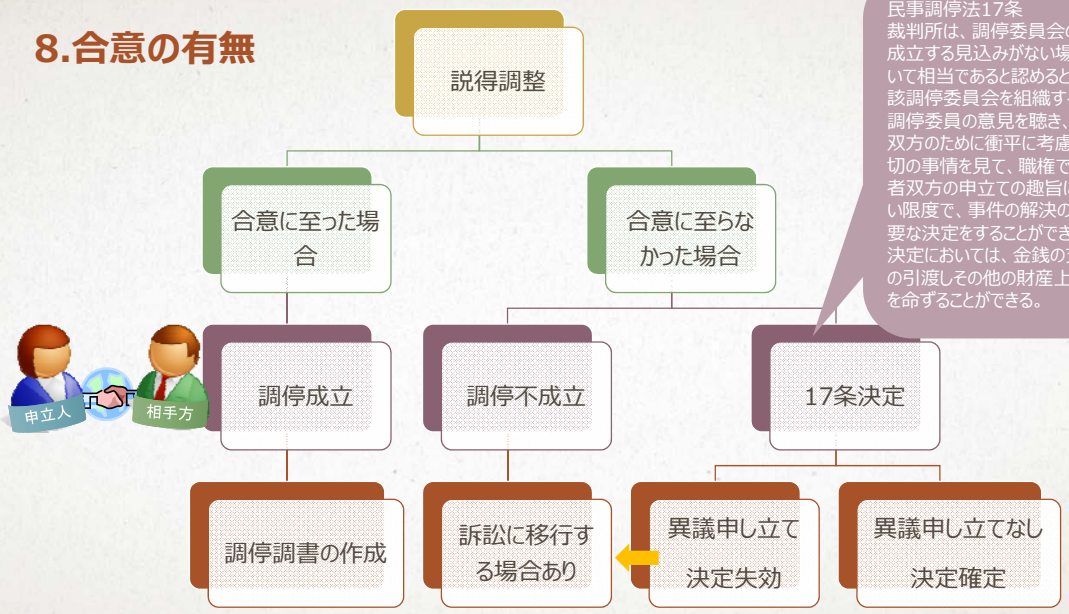

民事調停法17条
裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、受事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

18

設例

19

1.調停の申立て

申立人
（X）



【申立書】私とYは親子です。私は、5年前、Yが、娘の高校の入学金等に困っているというのでYに100万円を貸しました。しかし、Yは10万円を返しただけで、残り90万円を返していません。90万円の返済を求めます。

相手方
（Y）



【照会（回答）書】5年前に、私の娘の教育資金として、Xから100万円を受け取ったことは認めます。しかし、これは借りたものではなく、もらったものです。

20

2.事前評議

調停主任+調停委員



争点は何？

- 申立人が相手に渡した100万円が貸金か贈与かであり、当事者の言い分としては、申立人は貸金であると主張し、相手方は贈与だと主張している。

何を聴取すべき？

- 申立人が相手方に100万円を貸付けないし贈与した経緯はどのようなものか。
- 貸金であるとすれば返済条件はどのように合意されていたのか。
- 相手方が100万円を一部でも返済するなど、貸金であることを前提とする行動をとったことはあるか。
- 申立人が相手方に100万円の返済請求したことがあるか。

どんな証拠を求めればよい？

- 100万円が貸金か贈与で争われていることから、
- 申立人に対して借用書や金銭消費貸借契約書があるか。
- 100万円が貸金であることを裏付けるメモや日記等があるか確認するなど。

21

3.当事者からの事情聴取

調停委員



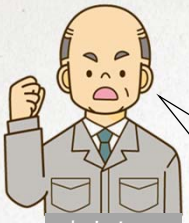

申立人(X)

親子間のことなので、100万円を貸すときに借用書は作りませんでした。当初の約束では毎月3万円ずつ返済されるはずでしたが、全く返済されず、2年前に10万円が支払われただけです。

これまでは親子だからと返済を請求していませんでしたが、Yとは同居をめぐって1年前に喧嘩し、今では絶縁状態です。私も2年前に定年退職し、生活が苦しいので、90万円は返してもらいたいです。



相手方(Y)

これまではXから返済を求められたことは1度もありません。2年前に10万円を渡したのはXの還暦祝いです。Xと同居するかどうかをめぐって喧嘩をし、今では疎遠になっています。今回の請求はその腹いせだと思います。

22

4.事実認定

調停主任+調停委員



申立人の主張は不自然で、相手方の主張は特段おかしなところがない。
借用書もなく、Xは5年間全く請求しておらず、当初からXの主張の返済条件での返済はされていないことからすると、貸金と認めるは難しいそうですね。

申立人の主張

相手方に100万円を貸した

親子なので借用書の作成はしていない

借用書がないからといって貸金でないと即断することはできない

しかし、貸金であると裏付ける証拠がない

また、弁済期を過ぎても、5年間、返済を求めていない

親子だからと言って不自然

相手方との関係が悪化したためでないかと疑問が生じる

相手方の主張

5年前は仲が悪くなかったため、贈与があったとしても不自然ではない

5年間、一度も返済をしていない（10万の返済受けたとの申立人の主張に根拠なし）

このことは贈与を裏付ける事情に当たるのでは

5.解決案の策定

調停主任+調停委員



Yが苦しいときに援助をして貰ったのだし、今は、Xの生活が楽ではないようだから、扶養の意味も含めて、少額の金銭解決を腹案として、調整してみましょう。

解決案策定のための確認事項

- ☑ 2人が親子であること
- ☑ 相手方が申立人から資金援助を受けていた事実があること
- ☑ 今は申立人の生活が困窮していること
- ☑ 息子である相手方が申立人の生活を援助することには一定の合理性があること
- ☑ 上記を考慮して、少額の金銭解決を勧める

6.当事者の説得調整

Yさんに、100万円を渡したことは事実ですが、貸金と認める証拠が不十分ですね。しかし、Xさんは昔、Yさんに資金援助したり、今は生活が楽でないような事実を考慮しますと、調停委員会で検討した結果、解決金とし20万円で納得していただけないでしょうか。

確かに、100万円を貸金と認めることは証拠不十分で断定できません。しかし、Yさんが苦しいときにXさんから援助してもらったことを考慮しますと、調停委員会として検討した結果、解決金として20万円をお支払することでいかがでしょうか。



申立人(X)



調停委員



相手方(Y)

そうですね。私は、Yに対して感情的になりすぎました。ここは20万円で納得しましょう。

う～ん。確かに、昔はXに助けてもらいました。Xの今の生活は楽でないようですので、Xが20万円で納得するのであれば、20万円をお支払いします。

25

7.調停成立

YはXに対して、解決金として20万円を支払うことで調停は成立しました。



申立人(X)

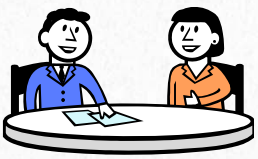

調停委員



相手方(Y)

26

最後に

近時の民事調停における変化や傾向

法的情報を入手して調停を申し立てる当事者の増加

- インターネットや書籍等を通じて基本情報を収集している。
- 裁判所の判決が出ると、その判決を自分に有利に解釈して調停を申し立てる。
- 様々な調査をしているが、その理解は不十分である。

権利意識の高揚

- 訴訟や調停が身近となり、自己主張を強く持つ当事者が増加している。
- 譲歩を引き出してまとめようとしても、判決のような裁判所の判断が欲しい、根拠がほしいと言われることがある。

事件内容の複雑化

- 金融商品の損害賠償・インターネットに絡む事件・消費者紛争・様々な慰謝料請求事件等、内容が複雑化している。
- 法的に無理な主張がされる調停やカウンセリング的な調停も、以前に比べ増加している。